

グローバル企業におけるコンプライアンス対策 ～外国公務員に対する贈賄防止及びカルテル対応策を例に～

オリック東京法律事務所・外国法共同事業
オリック・ヘリントン・アンド・サトリフ外国法事務弁護士事務所

弁護士（日本・米国ニューヨーク州登録） 高取芳宏
弁護士（日本・米国ニューヨーク州登録） 矢倉信介

2012年12月6日

国境を超えたコンプライアンス対策の必要性



1. 企業の海外進出

2. 問題点

- 1) 法規制の相違
- 2) 法規制・慣習の不透明性
- 3) 現地法人・取引先監視の困難性

国境を超えたコンプライアンス対策の必要性

3. 具体的類型

- 1)外国公務員贈賄
- 2)独禁法違反・カルテル
- 3)個人情報・営業秘密漏洩
- 4)証券関連規制への対応
- 5)知的財産権管理
- 6)労務管理

コンプライアンス対策の4つの側面

民事

第三者との関係での法的権利・法的義務(契約・労務・不法行為・訴訟等)

刑事

違法行為(刑法犯・経済犯罪・贈収賄等)

行政

行政法規違反(未登録による権利無効・行政措置等)

メディア(世論)

取材報道(事業計画公表・情報戦略等)

I. 外国公務員に対する贈賄罪

- “国際商取引において自分らの利益を得たり、維持するために、外国公務員に対して直接または第三者を通して、金銭等を渡したり申し出たりすると、犯罪となります。”（経済産業省）

厳格な規制

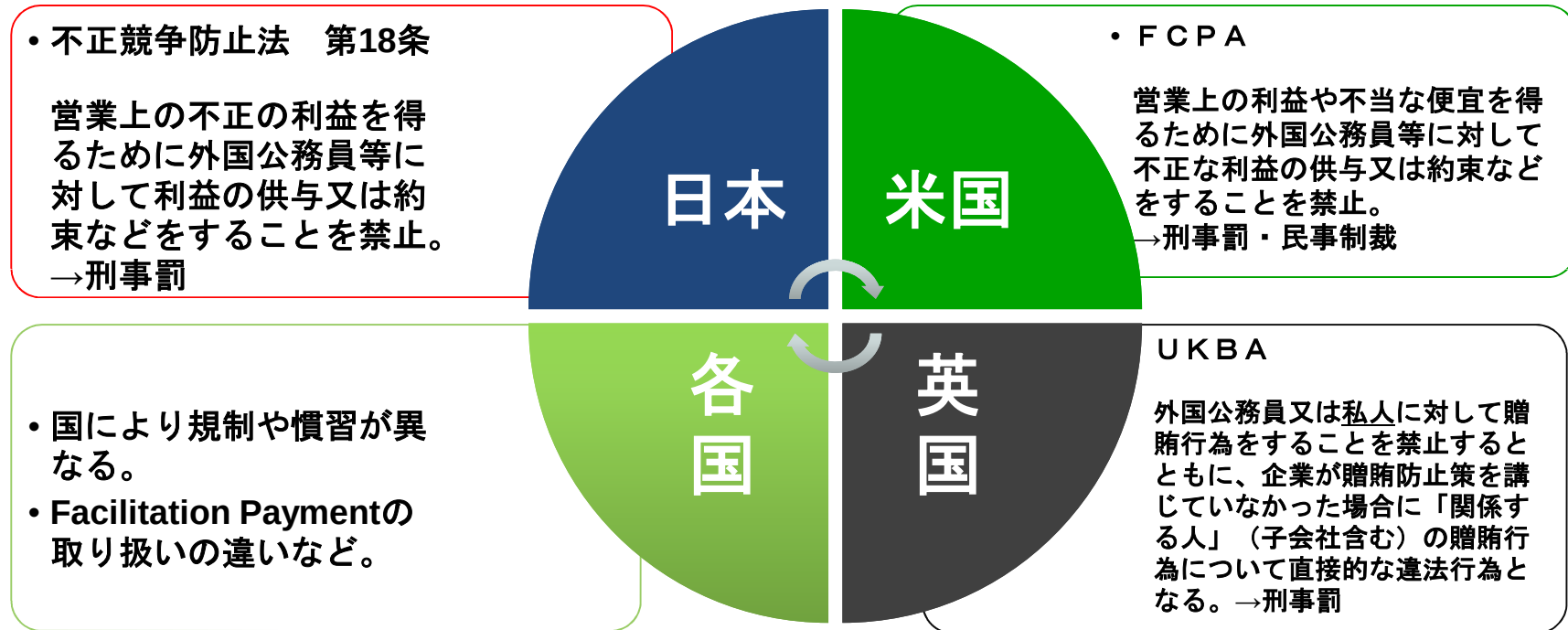
具体例

- 日本国内で外国公務員（大使館職員など）へ賄賂を行った場合
- 海外の仕事先で現地の公務員に賄賂を行った場合など

各国法令

- 日本：不正競争防止法（18条）
- 米国：Foreign Corrupt Practices Act (“FCPA”)
- 英国：Bribery Act 2010 (“UKBA”)

II. 各国における贈賄防止規制



II. 日本—不正競争防止法（概要）

法律名称：不正競争防止法

条文所在：同法 第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第1項 **何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。**

第2項 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

同法 第21条（罰則）

第6項 第一項第十一号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

刑法 第3条（国民の国外犯）

第1項 この法律は、**日本国外において**次に掲げる罪を犯した**日本国民に適用**する。

II. 米国—FCPA(概要)

The Foreign Corrupt Practices Act: 海外汚職行為防止法（米国連邦法）

合衆国法典第15編 通商 第2B章 証券取引

§78dd-1 発行者に禁止されている通商慣行(証券発行者)

証券区分を有する発行者や報告書提出を義務付けられている発行者、あるいは当該発行者の役員、重役、社員、代理人、または当該発行者の代理として機能する株主が、

→ 金銭や価値のあるものの支払い、贈与、またはその申し出や約束などを、外国政府関係者に対してその公的立場においての行為または決定に影響を与えるなどの要領で行うことが違法となる。

§78dd-2 国内関係者に禁止されている通商慣行(米国関係者)

§ 78dd-1に従属する発行者以外の国内関係者もしくは当該国内関係者の役員、重役、社員、代理人、または当該国内関係者の代理として機能する株主が、

→ 同上

§78dd-3 発行者と国内関係者以外の人物に禁止されている通商慣行(米国所在者)

合衆国の領地内にいる発行者および国内関係者以外の人物、あるいはその人物の役員、重役、社員、当該人物の代理人、または当該人物の代理人として機能する株主が、

→ 同上

II. 英国－Bribery Act 2010(概要)

UK Bribery Act 2010 (Chapter 23)

§ 1 贈賄行為の一般的禁止 & § 2 収賄行為の一般的禁止

- ・ ビジネスに関する不正な行為を目的とした**一般私人間(公務員以外でも成立)での利益供与**を規制対象 (§ 3(2)(b))
- ・ 利益供与により行われる不正な行為が世界のどこで行われていても英国国民・英国企業には適用 (§ 3(6))

§ 6 外国公務員への贈賄行為の禁止

- ・ ビジネスに関する不正な利益や行為を目的とした外国公務員に対する利益供与を規制対象 (§ 6(1)(2))

§ 7 企業における贈賄防止措置施行違反

- ・ 「関連する人」(Associated Person)が**企業のビジネス上の利益のために贈賄行為**を行うことが要件 (§ 7(1))
- ・ かかる企業が**贈賄防止措置を採っていないこと**が違反行為として規制対象 (§ 7(2))
- ・ 違反対象企業の**ビジネスの一部が英国**で行われていることが要件 (§ 7(5)(b))

§ 12 (1) 属地主義

- ・ 英国内の行為全てに適用

(2) 属人主義

- ・ 英国国民、英国市民、英国在住者及び英国法により設立された組織に適用

(5) 適用拡大

- ・ 上記贈賄防止措置施行違反(§ 7)については、違反対象企業がビジネスの一部でも英国で行っていれば適用

III. 各国贈賄防止規制の規制行為

日本法

外国公務員への
贈賄禁止
(不競法18)

FCPA

外国公務員への
贈賄禁止
(§78dd-1~3)

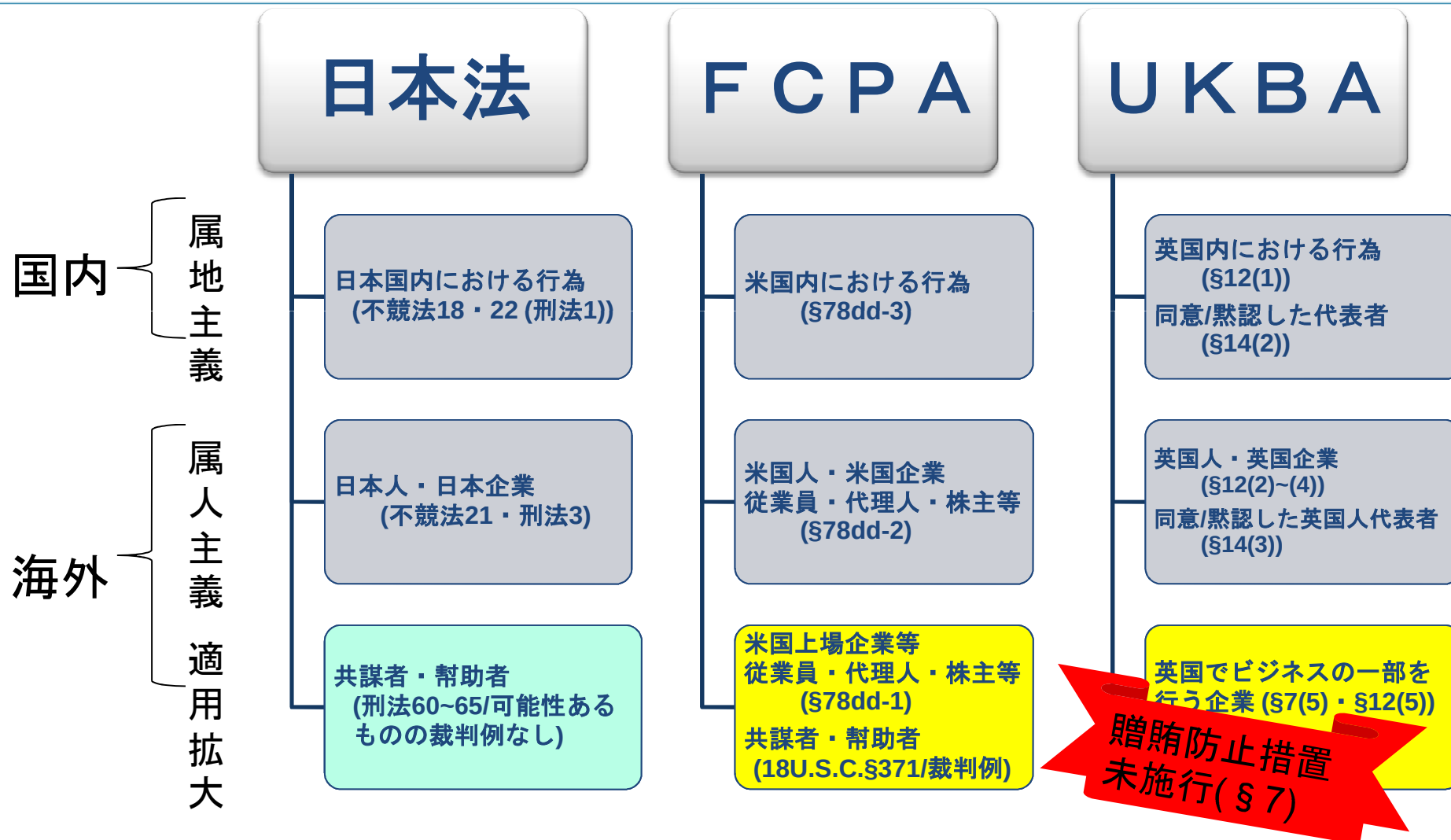
UKBA

外国公務員への
贈賄禁止
(§6)

一般私人間での
贈収賄禁止
(§1, §2)

企業による
贈賄防止措置の
未施行を処罰
(§7)

III. 各国贈賄防止規制の適用対象



III. 各国贈賄防止規制の適用対象(検討)

適用対象の検討

<FCPA>

原則:・米国上場企業(§ 78dd-1)、米国内関係者(§ 78dd-2)、米国内行為(§ 78dd-3)

※「米国内関係者」(§ 78dd-2(h)(1)):

- ・米国市民、国民又は居住者である個人
- ・事業の主な展開地が合衆国内に置かれ、合衆国の州法、または合衆国の領土、保有地、自治領の法律下において組織化された企業体など
- ・それらの役員・従業員・代理人・株主等
 - それらのものによる贈賄行為＝直接的な違反行為
 - ⇒それらのもの以外が、米国外において贈賄行為を行っても原則としてFCPAの直接的な違反行為とはならない場合が考えられる。

例外:・共謀者又は幫助者

- 米国当局による近時の摘発事例では、上記適用対象に該当しない企業であっても、米国法人等と共謀して他国におけるFCPA違反行為を行った場合、両社とも「共謀者」として、FCPA違反となるという広範な解釈・運用がなされている。
- ⇒すなわち、ある日本企業A社が、米国法人B社(又はその日本支社C社)と共謀して第三国で贈賄行為を行った場合、例えA社が上記適用対象に該当しないとしても、そのB社(又はC社)を介してA社がそれらとの共謀者としてFCPA違反とされる場合が考えられる。

III. 各国贈賄防止規制の適用対象(検討)

適用対象の検討

<UKBA>

原則: 一般贈収賄 & 外国公務員贈賄の場合 ... 英国国民・英国法人・英国内行為・同意/黙認した代表者等
(§ 12(1)~(4)・ § 14)

→ それらの者による上記行為 = 直接的な違反行為

⇒ それらの者以外が、英国外において上記行為を行っても、

原則として一般贈収賄又は外国公務員贈賄とはならない場合が考えられる。

例外: 贈収賄防止措置未施行の場合 ... 英国でビジネスの一部を行っている企業 (§ 7(5)・ § 12(5))

→ 「関連する人」(次頁参照) が贈賄を行った場合における、英国でビジネスの一部を行っている関連企業の贈賄防止措置未施行という不作為 = 直接的な違反行為

※ 贈賄が「関連する人」により行われる必要がある(次頁参照)。

※ 贈賄が違反対象企業のビジネスのために行われる必要がある。

⇒ 英国企業A社が、第三国において、取引先である日本企業B社のために贈賄を行った場合、かかる取引関係が「関連する人」に該当するとして、B社が贈賄防止措置未施行違反の対象となる可能性が考えられる。



贈賄防止措置違反に対する積極的抗弁 (§ 7(2)):

贈賄防止措置を適切に施行していたという Adequate Procedures

III. 各国贈賄防止規制の適用対象(検討)

適用対象の検討

UKBAにおける「関連する人」(Associated Person) (§ 8)

英国政府発表ガイダンス (Bribery Act 2010 Guidance) に具体的指針
(<http://www.justice.gov.uk/legislation/bribery>)

- 「関連する人」とは、その違反對象となる企業のために業務を行う者(“a person who performs services for or on behalf of C”)を意味し、具体的には**従業員・代理人・子会社**を含む。なお、かかる判断においては、両者の関係性だけでなく全ての事情を総合的に考慮した上で、広範に解釈すべきである。(37項)
- **下請業者、サプライヤー、製品販売業者**も「関連する人」に含まれる。(38項)
- **サプライチェーンの場合**には、**直接の契約相手方のみ**が原則として「関連する人」に含まれる。もっとも、適切な贈賄防止措置を施行したと言えるためには、直接の契約相手方以降の孫請会社等に対して適切な贈賄防止対策を講じるように伝えることを、かかる直接の契約相手方に要請することが必要となる。(39項)
- **独立の法人格を有するジョイントベンチャー(「JV」)**が贈賄行為をした場合、単にJVのメンバーというだけでは当該JVがメンバーの「関連する人」には該当しないが、**当該JVがメンバーのために贈賄をした場合**には該当する。(40項)
- (別個独立のJVを設立するのではなく)**メンバー間の契約関係によるJVの場合**、贈賄を行った特定のメンバーの従業員又は代理人は、**JV全体のために行ったとの立証**がない限り、**他メンバー**の「関連する人」には該当しない。(41項)
- 「関連する人」による贈賄が、違反對象企業のビジネスのために行われることが要件とされるため、**子会社の従業員や代理人**が当該子会社のために贈賄を行ったとしても、**親会社や他の関連会社のためという特別な意図がない限り**、当該親会社や関連会社は、子会社の株式所有や配当受領又は出資などのみを理由に自動的に責任を問われるわけではない。(42項)

III. 各国贈賄防止規制の罰則規定

日本法

- 法人
 - 三億円以下の罰金刑
- 個人
 - 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
- 時効期間
 - 個人については5年
 - 法人については3年

FCPA (18 U.S.C. §3571)

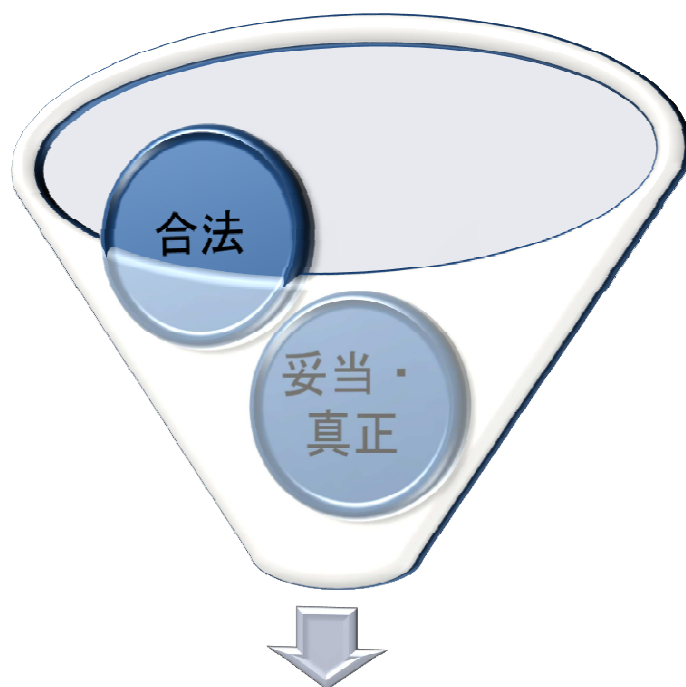
- 法人
 - 刑事罰
 - 200万ドル（約1億6千万円）以下の罰金 and/or 利得/損失の2倍までの罰金*
 - 民事制裁
 - 1万ドル（約80万円）以下の民事制裁金
- 個人
 - 刑事罰
 - 25万ドル（約2000万円）以下の罰金 and/or 利得/損失の2倍までの罰金* and/or 5年以下の禁錮刑
 - 民事制裁
 - 1万ドル（80万円）以下の民事制裁金
- 時効期限は5年

UKBA

- 法人
 - 略式裁判の場合
 - 制定法上限以下刑事罰
 - 正式裁判の場合
 - 金額上限なしの罰金
- 個人
 - 略式裁判の場合
 - 12カ月以下の禁錮ないし制定法上限（略式裁判の場合は5000ポンド（約65万円））以下の罰金又はその併科
 - 正式裁判の場合
 - 10年以下の禁錮ないし制定法上限以下の罰金又はその併科
- 時効期限なし

※FCPA事案では利得や損失の認定額により罰金額が多額になる事案も見受けられる(18 U.S.C. 3571(d))。

IV. FCPAにおけるDefense—Adequate Procedures



積極的抗弁

FCPA 外国公務員贈賄罪に対する積極的抗弁

- (1) 利益供与 が当該外国において合法的な場合
- (2) 利益供与が交通費・宿泊費などといった妥当かつ真正な支出であり、下記に直接的に関連する場合
 - (A) 製品またはサービスの推進、実証、説明
 - (B) 外国政府やその行政当局との契約の遂行または履行



もともと、「妥当かつ真正」の範囲は不明瞭な部分が多い。
→国や立場により妥当な金額の範囲が異なる可能性等

また、契約の遂行であっても違法となる場合も考える。
→契約内容や履行方法自体の適法性に疑問がある場合等

IV. UKBAにおけるDefense—Adequate Procedures



適正な贈賄防止策

経営陣の関与

贈賄リスクの分析

関係者へのデューデリジェンス

贈賄防止策の浸透

継続的な監督

UKBA 贈賄防止措置違反に対する積極的抗弁

§ 7 Failure of commercial organisations to prevent bribery

(2) But it is a **defense** for C to prove that C had in place **adequate procedures** designed to prevent persons associated with C from undertaking such conduct.



英国政府は贈賄防止措置違反に対する積極的抗弁としての上記 Adequate Procedures の具体的指針として下記ガイダンスを発表

Bribery Act 2010 Guidance

(<http://www.justice.gov.uk/legislation/bribery>)

⇒これにおいて左記6つの項目をAdequate Procedures を規定する際における検討項目の指針として例示している。

V. 最近の動向

厳格な法制度・各国行政機関による積極的摘発

罰金の高額化・企業幹部個人に対する厳罰化

事案のGlobal化・各国行政機関同士の協調

親会社や本社への摘発の波及・風評リスク

グループ全体による一元的管理の必要性

VI. FCPA による近時の罰金額上位



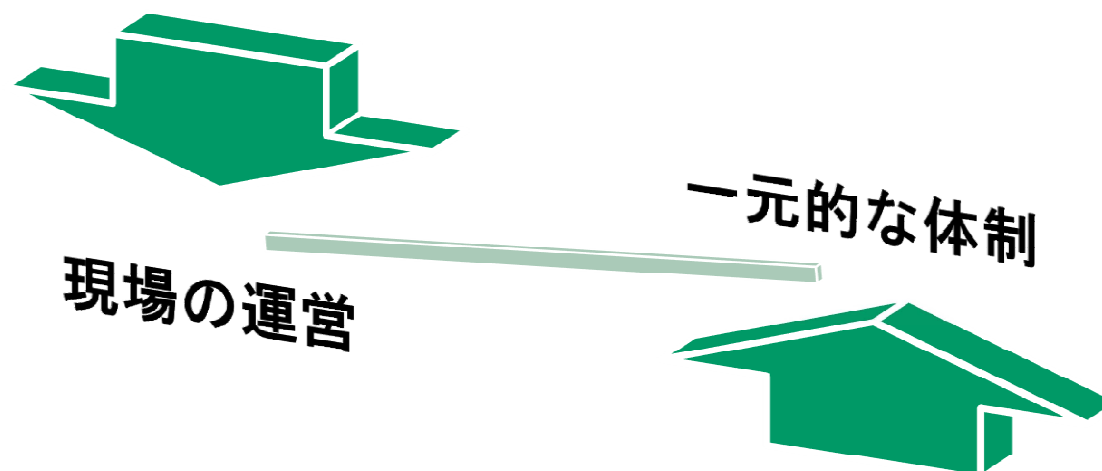
1	• Siemens	独	2008年	8億ドル
2	• KBR/Halliburton	米国	2009年	5億7900万ドル
3	• BAE Systems	英国	2010年	4億ドル
4	• ENI/Snamprogetti	伊/蘭	2010年	3億6500万ドル
5	• Technip	仏	2010年	3億3800万ドル
6	• 日揮株式会社	日本	2011年	2億1880万ドル
7	• Daimler	独	2010年	1億8500万ドル
8	• Alcatel-Lucent	仏	2010年	1億3740万ドル
9	• Panalpina	スイス	2010年	8190万ドル
10	• Johnson & Johnson	米国	2011年	7000万ドル

経済産業省WEB 株式会社日本能率協会総合研究所作成
報告書より抜粋

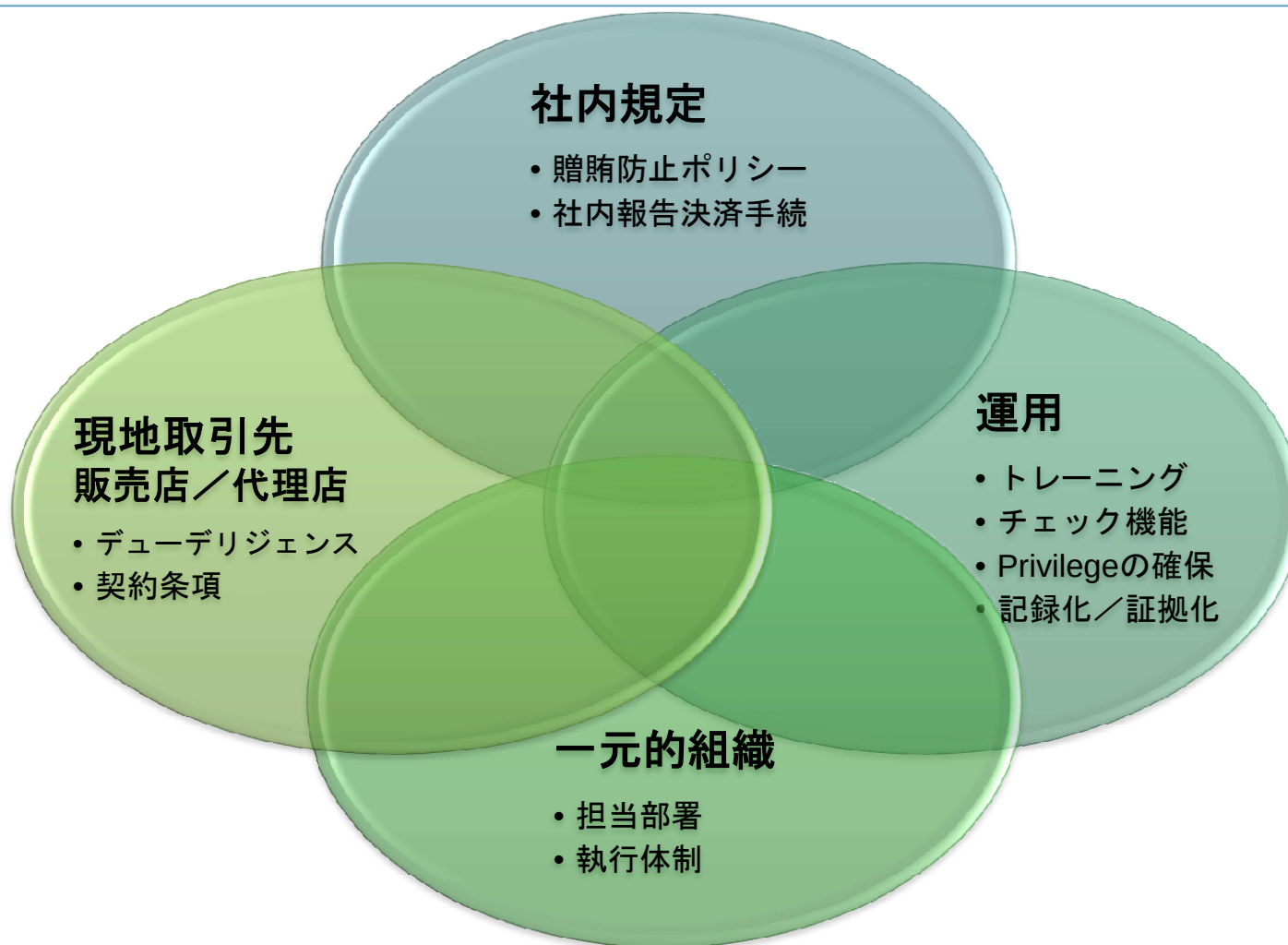
VII. 現場と本社の間でのバランス

- 本社を中心とする一元的な体制作りと
- 現場におけるビジネス慣習・感覚

- これらの事項についてバランスを図る必要がある。



VIII. 贈賄防止対策～概要



IX. 贈賄防止対策～具体策

経営陣による積極的な体制構築

経営陣の中から担当者を選任

担当部署の設置

贈賄防止社内ポリシー・行動手続規範

報告決済制度・内部通報制度の確立

贈賄リスク分析

現地取引先等のデューデリジェンス・契約条項・選定基準策定

運用

- 継続的トレーニング（従業員、現地子会社、現地取引先等）
- モニタリング機能の充実
- 現地取引先等との間の契約関係の定期的見直し
- 現地及び関係国の法規制のアップデート
- 各地域における統一的運用の監視制度
- 体制構築とその遂行及び監督の事実についての記録化／証拠化
- Privilegeの確保による記録／証拠のコントロール

IX. 贈賄防止対策～具体策

必要情報・資料

- ・企業グループ各社(各国)について以下の資料を収集
- ・各社に関する情報、事実及び関係性等の情報を整理



☆ 各法規制の適用の有無を検討

☆ 必要となる各贈賄防止対策を検討

＜資料＞(最初に検索すべき資料の例示)

- i. 各社の設立法(会社登記簿等)
- ii. 各社の在職者の国籍・市民権・居住地(役員及び従業員名簿、出向者名簿等)
- iii. 各社の企業活動行為地・国際商取引性を表す資料(生産拠点及び販売拠点の所在地、取引先名簿、営業報告書、経理上の海外通貨使用履歴等)
- iv. 各社の米国市場への上場及び報告書提出義務の有無(上場証明書、有価証券報告書、各市場の上場企業リスト等)
- v. 各社による米国企業との共同での行為や活動に関する資料(米国企業との資本・技術・人材における提携契約等)
- vi. その他関連資料

X. サンプル事案



A社は、日本で本社を設立し、中国の現地子会社Bの工場において自動車部品（以下「A社製品」という）を製造し、日本やアメリカなどの自動車メーカー及びそれらの各国子会社に販売している会社である。

A社では、昨今における円高基調及び生産コスト軽減のため、中国工場の運営方針として、同工場での生産量を増加させるとともに、同工場から取引先である自動車メーカー又はそれらの現地子会社にA社製品を効率的に直接卸すという製造販売戦略（以下「直販システム」という。）の構築を計画している。かかる計画遂行においては、常駐の中国マネージャーCがA社製品の中国国内における販売についての担当者となっている。Cは現地採用の日本語を話せる中国人である。

上記計画の準備と並行して、A社は中国の新興自動車メーカーDにA社製品を販売するための営業活動をしている。かかる営業活動においては、中国マネージャーCが中心となっており、上記直販システム構築後には、Cが当該メーカーDの担当者となり、その売上はCの功績となることが期待される。

そんな折、自動車業界において恒例となっているモーターショーが毎年各地で行われ、アメリカでも今年11月に盛大なモーターショー（以下「本件米国モーターショー」という。）が予定されている。本件米国モーターショーには、A社の最大の販売先である日本の自動車メーカーE社も最新車種を展示し、その車種には最新のテクノロジーを搭載したA社製品が導入されている。

中国マネージャーCは、中国新興自動車メーカーDから受注を受けることを目的として、Dの営業担当者FにA社製品の実物と好評さを見せるために、本件米国モーターショーにFを招待しようと考えている。なお、中国新興自動車メーカーDは、中国の公社が出資する企業である。また、Fには妻と子供がいる。

XI. サンプル事案～図解～



XII. サンプル事案～問題点・検討 1～

関連法規制

- 中国法
- F C P A
- U K B A
- 不正競争防止法

関連社内規則

- A社（本社）ポリシー
- B社（現地子会社）ポリシー

XII. サンプル事案～問題点・検討 2～

営業担当者Fの公務員性

- 中国の公社が出資する企業
- 中国における監督官庁の監視レベル
- 営業担当という社内権限

行為の行われる場所

- モーターショーはアメリカ
- 招待やそれに関するやりとりは中国
- 本社は日本

XII. サンプル事案～問題点・検討 3～

招待の目的

- A社サービスの現場での実施内容を実際に見てもらう目的か
- 中国MGであるCの個人的利得目的がないか
- Cと新興メーカー営業担当者Fとの間に個人的関係がないか
- Fに不適切に権限行使させる目的がないか

目的達成のための手段

- 米国モーターショーへ招待する以外に、よりコストを抑えられるなどの適切な方法はないか
- Fに不適切に権限行使させる方法となっていないか
- 新興メーカーDと話がついているか（Dの社内決済等の確認がとれているか）、Fと直接話をしているのみではないか

XII. サンプル事案～問題点・検討 4～

利益の供与

- 米国におけるモーターショーへの招待
- 宿泊費、移動交通費、飲食費及びそれらのランク
- 記念品や贈呈品
- メジャーリーグベースボールの観戦招待
- 観光費用

支払方法

- 直接旅行業者等に支払った場合
- 営業担当Fが費用を支払った後で現地法人Bに請求する場合
- 現金以外で支払う場合

XII. サンプル事案～問題点・検討 5～

営業担当 F の家族の招待

- F の妻がパリに行きたがっている（パリ経由）
- F の子供の趣味もメジャーリーグ観戦

営業担当 F の秘書や警護の同伴

- F はモバイル、PC 及びインターネットなどに精通しておらず、外部との連絡等につき常に秘書を通して
- F は中国における裕福なビジネスマンであり、常に警護を伴にしている

XIII. 指針～法的見地から 1～

旅程表・費用見積書などの適切な作成

- 旅程表及び費用見積書を計画段階から丁寧に作成
- それらに逸脱する費用支出は認めない
- キャッシュでの支払いは避ける

全ての費用支出の適切な記録

- 支出目的と金額等につき具体的かつ正確に記載
- 社内及び社外の関係者の名前と部署名等につき明記
- 社内決済者及決済プロセスについても記載

XIII. 指針～法的見地から 2～

A社又は現地子会社Bから社員を派遣

- FがA社サービス（Dの展示場）を見学しているか確認
- 他メーカーを見学している時間が通常以上に長くないか確認
- 旅程表から逸脱していないか
- 終了後、全行程に関する内容と支払費用につき報告書を作成

継続的・定期的なトレーニング

- 本社内に担当部署及び担当者の設置
- 一元的管理システム及び統一的ポリシーの策定
- 現地法人及び取引先等に対する継続的なトレーニングの実施

弁護士ら外部専門家との緊密な連携

- 客観的な観点からの中立・公正なコンプライアンス遵守の体制構築
- コンプライアンス遵守努力の証拠化
- 弁護士依頼者間守秘特権（Attorney-Client Privilege）の適切な確保
- 紛争リスク及び対応方法等の事前準備・検討

参照. 米国－FCPA (Overview)



NAME: The Foreign Corrupt Practices Act 法律名称: 海外汚職行為防止法
(Federal Regulation) (米国連邦法)

CODE: United States Code

Title 15. Commerce and Trade

Chapter 2B - Securities Exchanges

§ 78dd-1 - Prohibited Foreign Trade Practices by Issuers

§ 78dd-2 - Prohibited foreign trade practices by domestic concerns

§ 78dd-3 - Prohibited foreign trade practices by persons other than issuers or domestic concerns

条文所在: 合衆国法典

第15編 通商

第2B章 証券取引

§78dd-1 発行者に禁止されている通商慣行

§78dd-2 国内関係者に禁止されている通商慣行

§78dd-3 発行者と国内関係者以外の人物に禁止されている通商慣行

※ 本資料における以下のFCPAの和訳は米国司法省のウェブサイトより引用したものである。

<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/statutes/regulations.html>

参照. 米国—FCPA (証券発行者)

§78dd-1 発行者に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

本編のセクション78llに従って登録した証券区分を有する発行者、または本編のセクション78o (d) に従って報告書提出を義務付けられている発行者、あるいは当該発行者の役員、重役、社員、代理人、または当該発行者の代理として機能する株主はいずれも、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

- (A) (i) 当該外国政府関係者の公的立場においての行為または決定に影響を与えること。(ii) 当該政府当局者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、
- (B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して自身の影響力を行使し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

参照. 米国—FCPA (米国関係者)

§78dd-2 国内関係者に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

本編のセクション78dd-1に従属する**発行者以外の国内関係者**もしくは当該国内関係者の役員、重役、社員、代理人、または当該国内関係者の代理として機能する株主はいずれも、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

- (A) (i) 当該**外国政府関係者**の公的立場においての**行為または決定に影響**を与えること。(ii) 当該政府当局者の合法的任務に違反する行為を実践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、
- (B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して**自身の影響力を行使**し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

参照. 米国—FCPA (米国所在者)

§78dd-3 発行者と国内関係者**以外の人物**に禁止されている通商慣行

(a) 禁止事項

1934年証券取引法のセクション30Aに制約されている発行者、および同法セクション30Aに定義づけられている国内関係者**以外の人物**、あるいはその人物の役員、重役、社員、当該人物の代理人、または当該人物の代理人として機能する株主のいずれもは、**合衆国の領地内にいる間**、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを譲渡する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を下記の要領で行うことは違法である。

(1) 外国政府関係者に対し、

- (A) (i) 当該**外国政府関係者**の公的立場においての**行為または決定に影響**を与えること。(ii) 当該政府当局者の**合法的任務に違反**する行為を実践させたり、割愛させること、または (iii) 不適切な利点を確保すること。あるいは、
- (B) 当該外国政府関係者が外国政府または同政府の代行機関に対して**自身の影響力を行使**し、当該政府またはその代行機関による行為または決定に影響を及ぼす、もしくは感化させること。

参照. 英国—Bribery Act 2010(一般贈賄罪)

UK Bribery Act 2010, Chapter 23

1 Offences of bribing another person (贈賄行為の一般的禁止(公務員以外でも成立))

(1) A person (“P”) is guilty of an offence if either of the following cases applies.

(2) Case 1 is where—

(a) P offers, promises or gives a financial or other advantage to another person, and

(b) P intends the advantage—

(i) to induce a person to perform improperly a relevant function or activity, or

(ii) to reward a person for the improper performance of such a function or activity.

(3) Case 2 is where—

(a) P offers, promises or gives a financial or other advantage to another person, and

(b) P knows or believes that the acceptance of the advantage would itself constitute the improper performance of a relevant function or activity.

(4) In case 1 it does not matter whether the person to whom the advantage is offered, promised or given is the same person as the person who is to perform, or has performed, the function or activity concerned.

(5) In cases 1 and 2 it does not matter whether the advantage is offered, promised or given by P directly or through a third party.

参照. 英国—Bribery Act 2010(一般収賄罪)



2 Offences relating to being bribed (収賄行為の一般的禁止(公務員以外でも成立))

- (1) A person (“R”) is guilty of an offence if any of the following cases applies.
- (2) Case 3 is where R requests, agrees to receive or accepts a financial or other advantage intending that, in consequence, a relevant function or activity should be performed improperly (whether by R or another person).
- (3) Case 4 is where—
 - (a) R requests, agrees to receive or accepts a financial or other advantage, and
 - (b) the request, agreement or acceptance itself constitutes the improper performance by R of a relevant function or activity.
- (4) Case 5 is where R requests, agrees to receive or accepts a financial or other advantage as a reward for the improper performance (whether by R or another person) of a relevant function or activity.
- (5) Case 6 is where, in anticipation of or in consequence of R requesting, agreeing to receive or accepting a financial or other advantage, a relevant function or activity is performed improperly—
 - (a) by R, or
 - (b) by another person at R’s request or with R’s assent or acquiescence.
- (6) In cases 3 to 6 it does not matter—
 - (a) whether R requests, agrees to receive or accepts (or is to request, agree to receive or accept) the advantage directly or through a third party,
 - (b) whether the advantage is (or is to be) for the benefit of R or another person.
- (7) In cases 4 to 6 it does not matter whether R knows or believes that the performance of the function or activity is improper.
- (8) In case 6, where a person other than R is performing the function or activity, it also does not matter whether that person knows or believes that the performance of the function or activity is improper.

参照. 英国—Bribery Act 2010(一般贈収賄対象行為)



3 Function or activity to which bribe relates (一般増収賄の対象行為)

- (1) For the purposes of this Act a function or activity is a relevant function or activity if—
 - (a) it falls within subsection (2), and ...
- (2) The following functions and activities fall within this subsection—
 - (a) any function of a public nature,
 - (b) any activity connected with a business,***
 - (ビジネスに関する不適切な行為を目的とした一般私人間での利益供与も規制対象とされている。)
 - (c) any activity performed in the course of a person's employment,
 - (d) any activity performed by or on behalf of a body of persons (whether corporate or unincorporate).

...

- (6) A function or activity is a relevant function or activity **even if it**—
 - (a) has **no connection with the United Kingdom**, and
 - (b) is performed in a country or territory **outside the United Kingdom**.
 - (利益供与により行われる不適切な行為が世界のどこで行われていても適用対象となりうる。)
- (7) In this section **“business” includes trade or profession**.

4 Improper performance to which bribe relates (一般増収賄の不適切性判断基準)

- (1) For the purposes of this Act a relevant function or activity—
 - (a) is performed **improperly** if it is **performed in breach of a relevant expectation**, and
 - (b) is to be treated as being performed improperly if there is a failure to perform the function or activity and that failure is itself a breach of a relevant expectation.

参照. 英国—Bribery Act 2010(外国公務員贈賄禁止)



6 Bribery of foreign public (外国公務員への贈賄行為の禁止)

(1) A person (“P”) who bribes a foreign public official (“F”) is guilty of an offence if P’s intention is to influence F in F’s capacity as a foreign public official.

(2) P must also intend to obtain or retain—

- (a) business, or**
- (b) an advantage in the conduct of business.**

(3) P bribes F if, and only if—

(a) directly or through a third party, P offers, promises or gives any financial or other advantage—

- (i) to F, or**
- (ii) to another person at F’s request or with F’s assent or acquiescence, and**

(b) F is neither permitted nor required by the written law applicable to F to be influenced in F’s capacity as a foreign public official by the offer, promise or gift.

(4) References in this section to influencing F in F’s capacity as a foreign public official mean influencing F in the performance of F’s functions as such an official, which includes—

- (a) any omission to exercise those functions, and**
- (b) any use of F’s position as such an official, even if not within F’s authority.**

参照. 英国—Bribery Act 2010(贈賄防止措置未施行)



7 Failure of commercial organisations to prevent bribery(贈賄防止措置未施行)

(1) A relevant commercial organisation (“C”) is guilty of an offence under this section if a person (“A”) associated with C bribes another person intending—

(a) to obtain or retain business for C, or

(b) to obtain or retain an advantage in the conduct of business for C.

→ (Associated Person(「関連する人」)による贈賄が、違反対象企業のビジネスのために行われることが要件。)

(2) But it is a defence for C to prove that C had in place adequate procedures designed to prevent persons associated with C from undertaking such conduct.

※英国政府発表のガイダンス (Bribery Act 2010 Guidance)(<http://www.justice.gov.uk/legislation/bribery>)

→Adequate Proceduresについての具体的指針記載

(3) For the purposes of this section, A bribes another person if, and only if, A—

(a) is, or would be, guilty of an offence under section 1 or 6 (whether or not A has been prosecuted for such an offence), or

(b) would be guilty of such an offence if section 12(2)(c) and (4) were omitted.

(4) See section 8 for the meaning of a person associated with C and see section 9 for a duty on the Secretary of State to publish guidance.

参照. 英国—Bribery Act 2010(贈賄防止措置未施行)



(5) In this section—

“partnership” means—

- (a) a partnership within the Partnership Act 1890, or
- (b) a limited partnership registered under the Limited Partnerships Act 1907, or a firm or entity of a similar character formed under the law of a country or territory outside the United Kingdom,

“relevant commercial organisation” means—

- (a) a body which is incorporated under the law of any part of the United Kingdom and which carries on a business (whether there or elsewhere),
- (b) any other body corporate (wherever incorporated) which carries on a business, or part of a business, in any part of the United Kingdom,
→ (違反対象企業のビジネスの一部が英国で行われていることが要件。)
- (c) a partnership which is formed under the law of any part of the United Kingdom and which carries on a business (whether there or elsewhere), or
- (d) any other partnership (wherever formed) which carries on a business, or part of a business, in any part of the United Kingdom,

and, for the purposes of this section, a trade or profession is a business.

8 Meaning of associated person (「関連する人」とされる範囲)

- (1) For the purposes of section 7, a person (“A”) is associated with C if (disregarding any bribe under consideration) A is a person who performs services for or on behalf of C.

参照. 英国 — Bribery Act 2010 (適用対象)



12 Offences under this Act: territorial application (適用対象範囲)

(1) An offence is committed under section 1, 2 or 6 in England and Wales, Scotland or Northern Ireland if any act or omission which forms part of the offence takes place in that part of the United Kingdom. (属地主義)

(2) Subsection (3) applies if—

(a) **no act** or omission which forms part of an offence under **section 1, 2 or 6** takes place **in the United Kingdom**,

(b) a person's acts or omissions done or made outside the United Kingdom would form part of such an offence if done or made in the United Kingdom, and

(c) that **person has a close connection with the United Kingdom**. (属人主義)

(3) In such a case—

(a) the acts or omissions form part of the offence referred to in subsection (2)(a),
and

(b) proceedings for the offence may be taken at any place in the United Kingdom.

参照. 英国 — Bribery Act 2010 (適用対象)



- (4) For the purposes of subsection (2)(c) a **person has a close connection with the United Kingdom** if, and only if, the person was one of the following at the time the acts or omissions concerned were done or made—(属人主義)
 - (a) a British citizen,
 - (c) a British National (Overseas),
 - (h) a body incorporated under the law of any part of the United Kingdom,
 - (5) **An offence is committed under section 7 irrespective of whether the acts or omissions which form part of the offence take place in the United Kingdom or elsewhere.**
- (英国でビジネスの一部を行っていれば、贈賄防止措置未施行については贈賄行為が世界のどこで行われていても適用対象となりうる。上記セクション 7(5)参照。)
- (6) Where no act or omission which forms part of an offence under section 7 takes place in the United Kingdom, proceedings for the offence may be taken at any place in the United Kingdom.

参照. 英国—Bribery Act 2010—Guidance



Bribery Act 2010 Guidance のQuick Start GuideからAdequate Procedures に関する6つの指針についての記載を以下抜粋

You will not commit the offence of failing to prevent bribery if you can show that your organisation had 'adequate procedures' in place to prevent bribery. What counts as adequate will depend on the bribery risks you face ('How do I assess risk?', see page 5) and the nature, size and complexity of your business. So, a small or medium sized business which faces minimal bribery risks will require relatively minimal procedures to mitigate those risks. The following six principles will help you decide what, if anything, you need to do differently:

1 Proportionality: The action you take should be proportionate to the risks you face and to the size of your business. So you might need to do more to prevent bribery if your organisation is large, or if you are operating in an overseas market where bribery is known to be commonplace, compared to what you might do if your organisation is small, or is operating in markets where bribery is not prevalent.

2 Top Level Commitment: Those at the top of an organisation are in the best position to ensure their organisation conducts business without bribery. If you are running a business, you will want to show that you have been active in making sure that your staff (including any middle management) and the key people who do business with you and for you understand that you do not tolerate bribery. You may also want to get personally involved in taking the necessary proportionate action to address any bribery risks.

3 Risk Assessment: Think about the bribery risks you might face. For example, you might want to do some research into the markets you operate in and the people you deal with, especially if you are entering into new business arrangements and new markets overseas ('How do I assess risk', see page 5).

4 Due Diligence: Knowing exactly who you are dealing with can help to protect your organisation from taking on people who might be less than trustworthy. You may therefore want to ask a few questions and do a few checks before engaging others to represent you in business dealings.

5 Communication: Communicating your policies and procedures to staff and to others who will perform services for you enhances awareness and helps to deter bribery by making clear the basis on which your organisation does business. You may, therefore, want to think about whether additional training or awareness raising would be appropriate or proportionate to the size and type of your business.

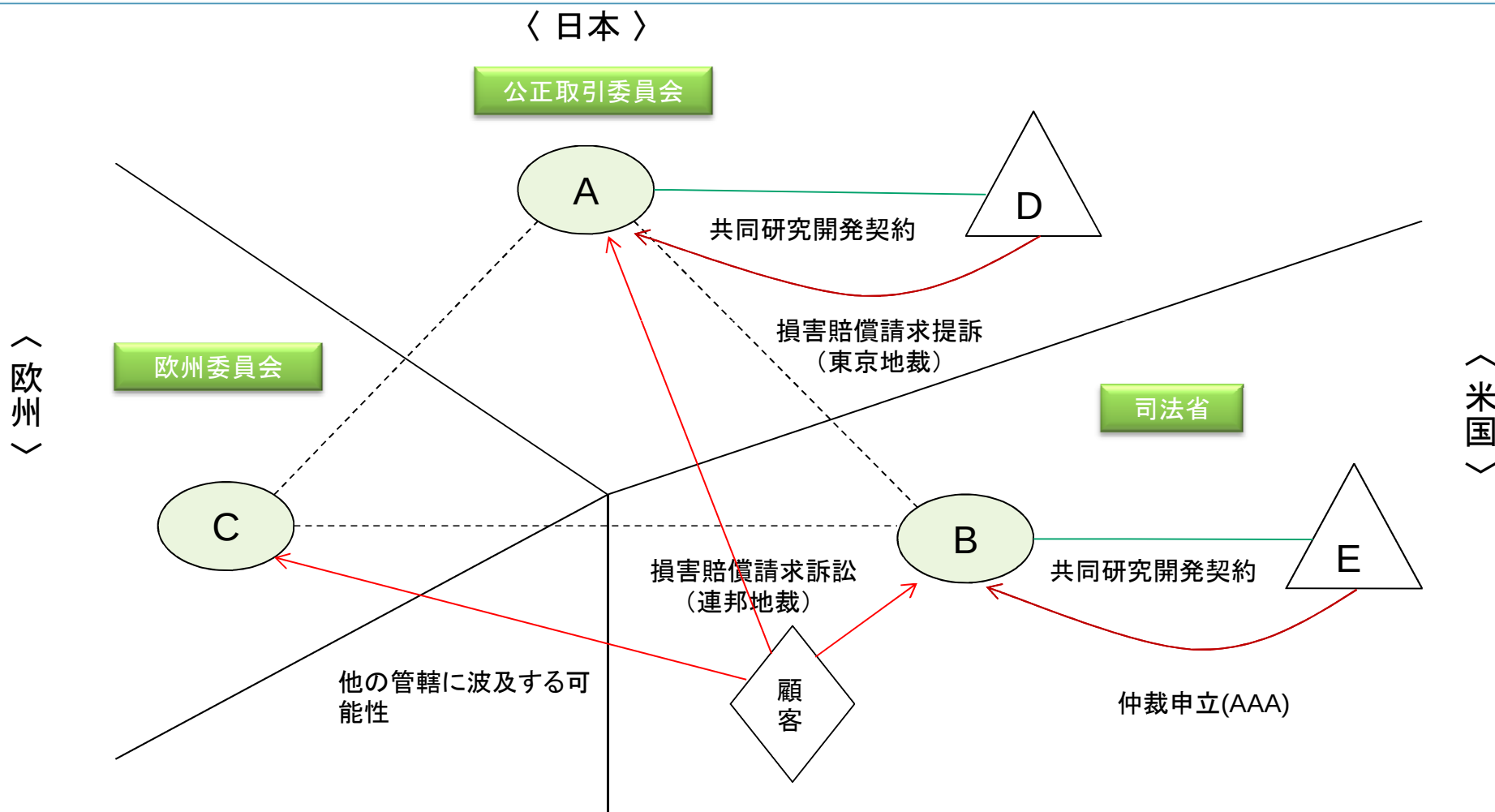
6 Monitoring and Review: The risks you face and the effectiveness of your procedures may change over time. You may want, therefore, to keep an eye on the anti-bribery steps you have taken so that they keep pace with any changes in the bribery risks you face when, for example, you enter new markets.

クロスボーダーカルテル事案の具体例

日本企業A社、米国企業B社及びフランス企業C社は、その製造する化学薬品のヨーロッパ各国における販売価格をめぐるカルテル行為を欧州委員会から欧州競争法違反として摘発された。A社及びB社は欧州委員会に対してリーニエンシーによる減免申請を行い、和解手続における交渉を経た結果、それぞれ欧州委員会による決定に従い課徴金を支払った。C社は、EUとの和解交渉に応じず通常の調査手続を経て決定が出された。また、同製品のカルテル行為は、米国司法省からも米国独占禁止法（シャーマン法）違反として摘発され、A社及びB社は司法取引を行いそれぞれ罰金を支払ったが、C社は司法取引に応じなかった。さらにA社及びB社は、上記製品に関するカルテル行為について日本の公正取引委員会により開始された調査手続に関連してリーニエンシーによる減免申請を行ったが、C社はカルテル行為の存在を争っている。

その後、米国において、顧客は、A社、B社及びC社の行ったカルテル行為により損害を被ったとして同社らに対し損害賠償請求訴訟を提起し、A社及びB社は和解を成立させた。一方、A社は日本企業D社との間で、またB社は米国企業E社との間でそれぞれ共同研究開発契約を締結していたが、上記カルテル行為によるビジネス喪失、さらには業界のイメージ低下を理由として、D社はA社に対して、共同研究開発契約の解除を通知するとともに、東京地方裁判所において、設備投資等による損害賠償を求めて訴訟を提起した。また、E社はB社に対して、共同研究開発契約に定める仲裁合意に従って、AAA仲裁を申し立て、損害賠償の請求を行っている。

事案関係図



概要



< 手続・請求状況 >

1. 独禁法関係手続

(日本) 公正取引委員会(JFTC)への情報開示

(米国) 米国司法省(DOJ)への情報開示

(欧州) 欧州委員会への情報開示

2. 関連民事訴訟・紛争

(米国) 顧客らによるA社、B社及びC社に対する損害賠償請求訴訟

E社によるB社に対するAAA仲裁・損害賠償請求(共同研究開発契約違反等)

(日本) D社によるA社に対する損害賠償請求訴訟(共同研究開発契約違反等)

(可能性のある関連訴訟・紛争)

- 顧客らによるA社、B社及びC社に対する損害賠償請求訴訟(日本及び欧州)
- A社、B社及びC社間の(共同不法行為者間の)求償請求・訴訟
(日本、米国及び欧州)
- その他関連当事者間の各種紛争(日本、米国及び欧州)

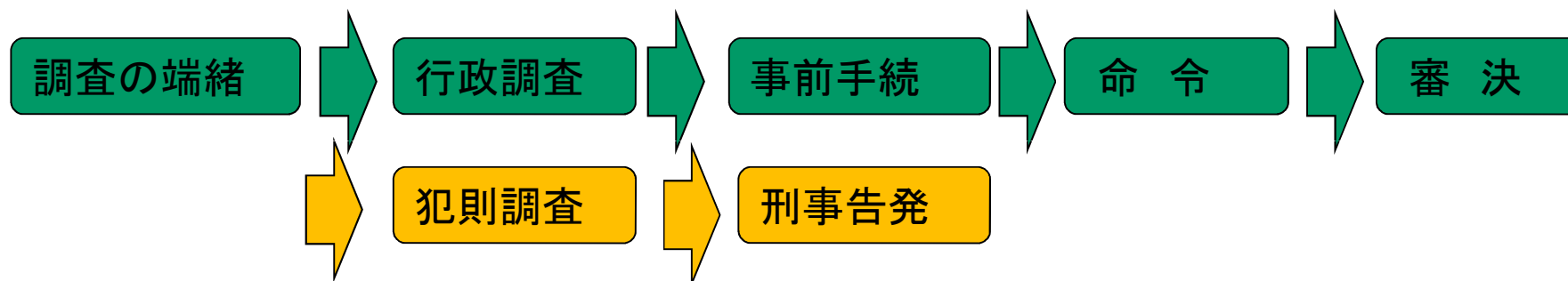
クロスボーダーカルテル事案の特徴

- ・ 複数管轄における法執行の可能性
- ・ 各管轄における手続上の顕著な相違点の存在
- ・ その後に生じ得る民事訴訟もクロスボーダー化
- ・ トータルで自社のベストインタレストをもたらす、効率的かつ均整のとれた対応策を講じる必要性
- ・ 平常時の対策(トレーニングプログラム等)の重要性

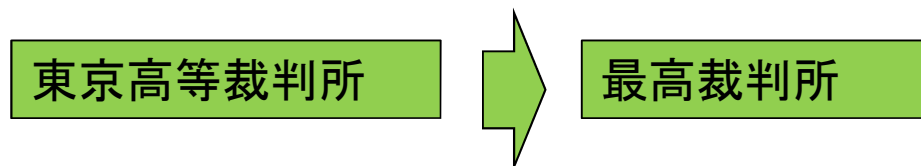
1. 日本における独禁法執行実務

(1) 概要

【公正取引委員会による手続】



【司法手続(審決に不服のある場合)】



1. 日本における独禁法執行実務

(2) 調査手続の特徴

① 調査対象の範囲は広い

② 弁護士立会権

→ 他管轄の制度と比較して不十分との批判がある。

③ 秘匿特権の取り扱いについて

- ・ 秘匿特権の主張は可能か？
- ・ 他管轄において秘匿特権の放棄とならないか？

④ 事前手続における証拠の説明

- ・ 公取委の認定事実について証拠の説明を受けられる。
- ・ 但し、その範囲については依然として不明確。

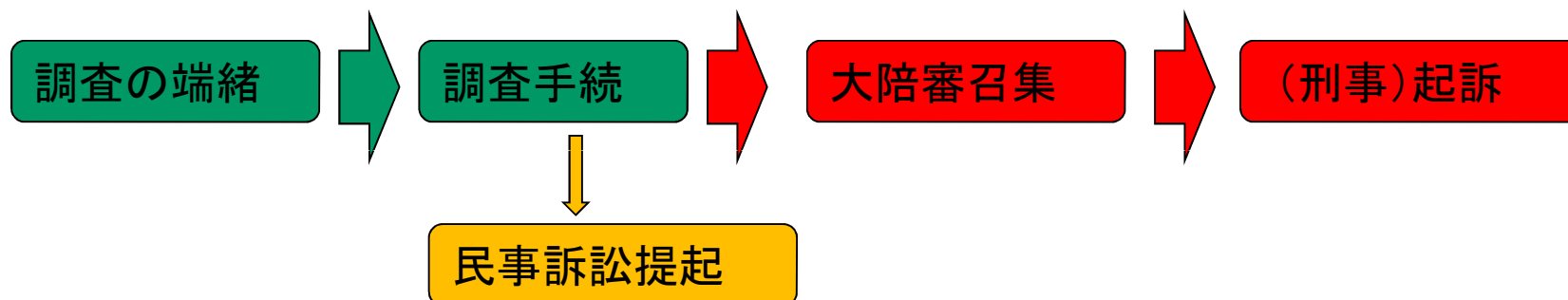
⑤ 公取委が収集した証拠の閲覧・謄写の範囲？

- ・ 従前から要望が強い部分ではあるがその範囲は未だ限定的。

2. 米国における反トラスト法執行実務

(1) 概要

【DOJによる手続(刑事・民事権限)】



【刑事・民事上の司法手続(DOJには行政権限なし)】



2. 米国における競争法執行実務

(2) 調査手続の特徴

① 調査対象の範囲は広い

② 弁護士立会権の保障

③ 秘匿特権の確保

- 弁護士・依頼者間秘匿特権／ワーク・プロダクトに基づく秘匿特権。
- 反トラスト法における手続にも適用される。
- 秘匿特権喪失に注意。

④ DOJ手持ちの資料／証拠の取得

- ディスカバリーの手続により幅広く可能。
- 逆に当方の手持ち証拠も幅広く提出。(除: 秘匿特権対象)

⑤ 秘密資料の開示制限

- DOJ収集証拠・資料の第三者への開示は制限される。

2. 米国における競争法執行実務

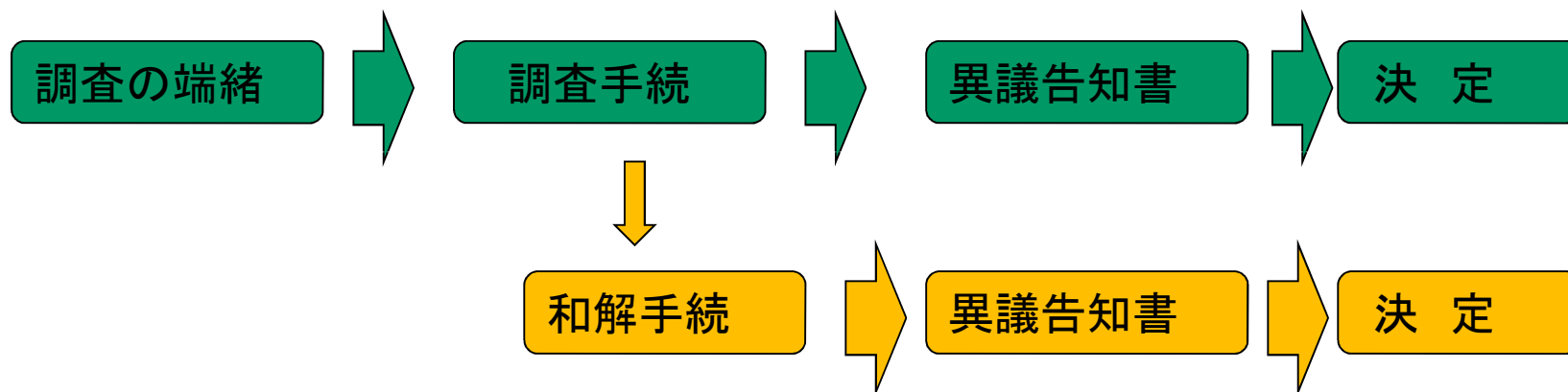
(3) DOJによる手続後の民事訴訟

- ・カルテル事案においては購入者、一般消費者から訴訟が提起されることが多い。
- ・クラスアクション制度の利用。
- ・懲罰的賠償制度。
- ・カルテル当事者間の求償訴訟は米国判例法上制限。
- ・その他関連訴訟の可能性。

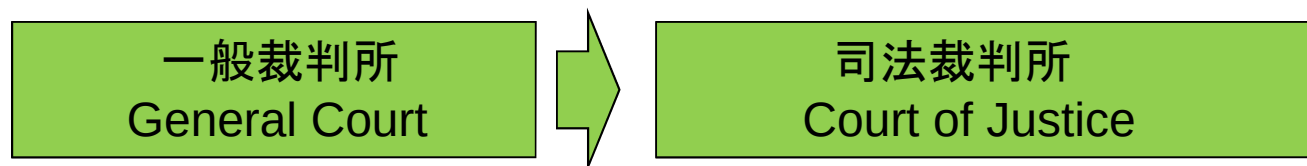
3. 欧州における競争法執行実務

(1) 概要

【欧州委員会による手続】



【司法手続(決定に不服のある場合)】



3. 欧州における競争法執行実務

(2) 調査手続の特徴

① 調査対象の範囲は広い

② 欧州委員会による文書・資料請求の方法

→ 現地子会社ではなく海外本社に対して直接FAXによる要求がなされることがある。

③ 弁護士の特権

④ 秘匿特権(但し、米国より限定的)

→ 欧州委員会による調査における防御を目的としており、且つEEA内で活動する資格を有する弁護士との間のコミュニケーションについては秘匿特権の対象となり得る。
→ 企業内弁護士について判例あり。

⑤ 欧州委員会が保有するファイルの閲覧について

→ 通達により、閲覧可能な書類と閲覧が制限される書類とが区別されている。

⑥ 米国裁判所からのディスカバリーの要求に対する対応について

→ 欧州委員会から書簡の提出。

3. 欧州における競争法執行実務

(3) 和解手続について

- ・2008年6月30日導入
- ・目的：調査手続の簡略化・迅速化、未処理案件の迅速処理。
- ・手続の概要：
 - ①和解の模索
 - ②和解協議
 - ③和解提案書の提出
 - ④欧州委員会による和解に基づく異議告知書
 - ⑤和解に基づく決定
- ・協議内容等について厳格な守秘義務

対策のまとめ

【事前対策】

- ① 平常時におけるトレーニングプログラムの実施
- ② 記録化・証拠化
- ③ 秘匿特権の確保
- ④ 法規定、判例のアップデート、各管轄における取扱いについて確認

【事後対策】

- ① 執行手続及び民事訴訟における証拠の相互利用可能性を意識する必要。
- ② 秘匿特権の帰趨・取扱は各管轄により大きく異なる。
- ③ 各管轄における手続には顕著な相違がある。
- ④ 戦略的な資料提出・資料取得が必要。
- ⑤ 各管轄において矛盾のない対応（総合的な戦略）が必要。

ケーススタディにおける重要論点

- **各管轄におけるディスカバリーの有無**
 - ・米国型のディスカバリーと日本の証拠開示システム（文書提出命令、当事者照会、証拠保全等）の比較
 - ・各管轄の選択、アクションのタイミング

- **EU Commission, 米国司法省等、公的権力相互間の情報交換**
 - ・各公的機関との間の守秘義務への配慮
 - ・他の管轄において違反があったときにどうするか
 - ・証拠の収集・管理・提出の方法

- **別の管轄における自白及び自白的事実認定の他の管轄への影響**
 - ・本当に自白とみなされるか＝問題提起の立て方に問題はないか
 - ・背景となる法規範、法文化の違い、コンセプトの違いなどはないか
 - ・各管轄の弁護士（チーム）の連携・コントロールの重要性

ケーススタディにおける重要論点

- **Attorney Client Privilegeの活用の仕方**
 - ・Investigation Company, Consultant会社を使用する場合の注意点。
 - ・Waiverとられるリスクはないか。
 - ・Privilegeのかかる範囲の見極めと、証拠の残し方（弁護士宛報告書の活用等）

- **各管轄における実体法の比較**
 - ・損害賠償の要件、共同不法行為の要件、求償のための不当利得の要件の比較等
 - ・背景となる法システム、コンセプト、趣旨などに違いはないか。
（同じ用語で、別の意味・規範が含まれる可能性）
 - ・懲罰的賠償の有無、損害賠償の算定の仕方。

- **時効の問題**

ご清聴ありがとうございました。

ご質問等がございましたら、下記連絡先までお願い致します。

オリック東京法律事務所・外国法共同事業 訴訟部

弁護士 高取芳宏 ytakatori@orrick.com

弁護士 矢倉信介 syakura@orrick.com